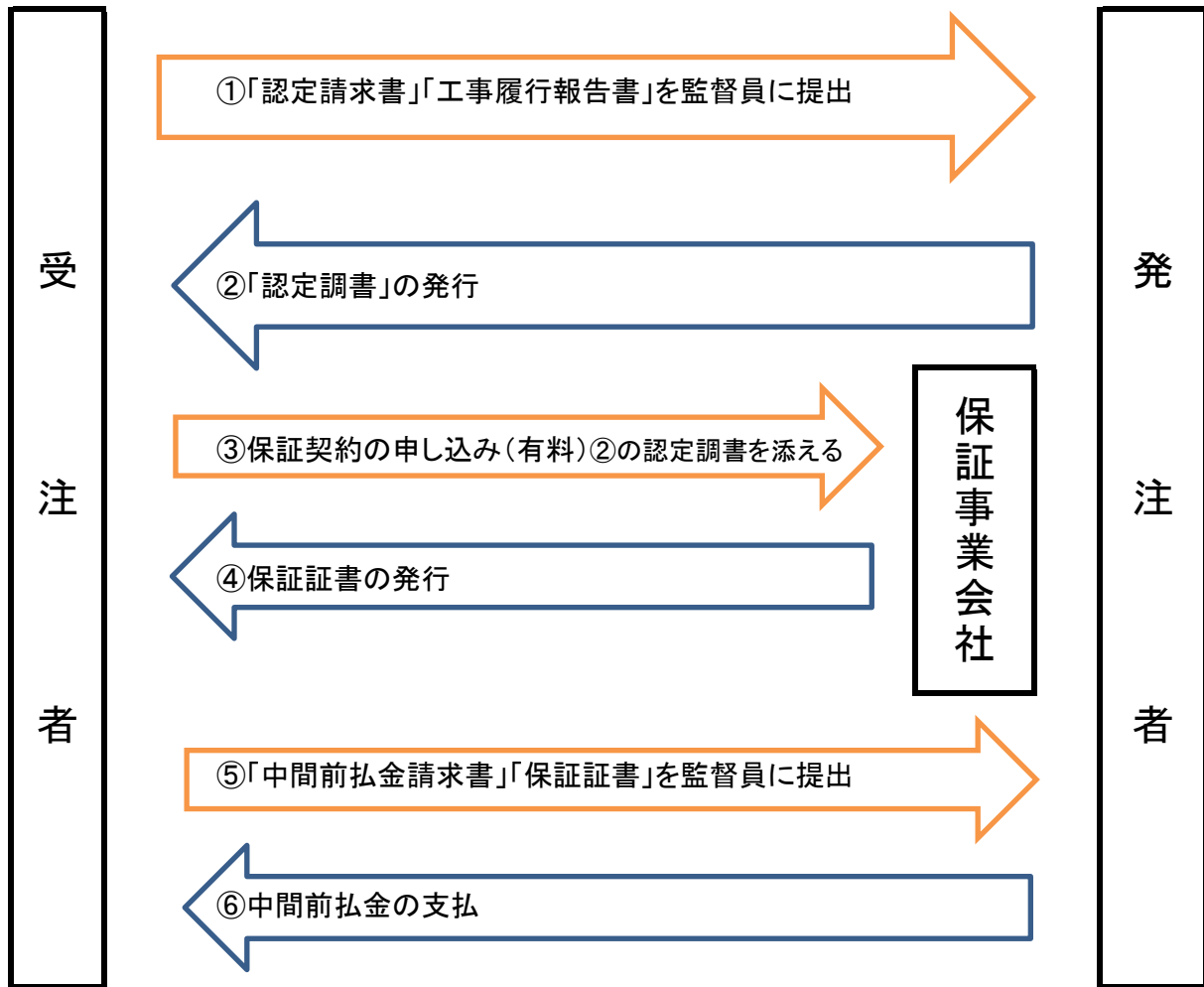


【手続きの流れ】



① 中間前払金の認定を受けるにあたって所定の「認定請求書」「工事履行報告書」を提出します。

提出先：工事担当課の監督員

認定の条件

- (1) 前払金を受けていること。
- (2) 部分払を受けていないこと。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (5) 工事履行報告書の実施工程の報告が50%以上であること。

(搬入済みの材料、製造工場にある製作品に係る請負代金額相当額を含みます。)

- ② 認定請求を確認した結果、受注者に対して「認定調書」を発行します。
- ③ 「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金の保証契約を申し込みます。
- ④ 保証事業会社から中間前払金の保証証書が発行されます。
- ⑤ 中間前払金の保証証書(正)(副)を添えて中間前払金の請求書を提出します。

提出先：工事担当課の監督員

- ⑥ 受注者に対して中間前払金の支払を行います。(振込み口座は前払金と同じ)